

獣医師の需給に関する検討会設置要領

第 1 趣旨

近年の獣医師の需給については、犬、猫等のペット診療に係る根強い需要に加え、食品安全のためのリスク分析や人畜共通感染症対策等の公衆衛生部門等、獣医学知識を要する業務へのニーズの増加等、新たな需要要因も見られている。

一方、獣医師の供給はこの 30 年来、年間約 1,000 人程度で推移している。このようなかで、新たなニーズに対応した供給体制の拡大に係る要望も出されている。

このため、獣医師の需給要因を洗い出し、需給の現状及び将来予測を行うことを目的として、獣医療に見識及び造詣の深い学識経験者等からなる検討会を設置することとする。

第 2 検討事項

獣医療の適正な提供に資するため、獣医師の需給見通しについて検討するものとする。

第 3 組織

- 1 検討会は、委員 9 人以内で組織する。
- 2 委員の任期は、検討が終了するまでの間とする。
- 3 検討会に、座長及び座長代理を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 4 運営

- 1 検討会は、座長が運営し、全体を総括する。
- 2 検討会は、原則公開とする。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 座長は、本要領に規定していない事項については、検討会委員の了承を得た上で、その取扱いを決定するものとする。

第 5 その他

検討会の庶務は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課が行う。